

当院は 2023 年 8 月 1 日から

紹介受診重点医療機関になりました。

国の制度により、紹介状を持たずに当院の外来を受診される場合等に『特別の料金』を頂くことになりました。
ただし、保険給付※並びに一部負担金から一定額を差し引くこととなります。

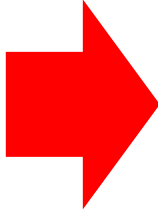
※保険給付：保険者から病院に支払われる金額のこと。

『特別の料金』の対象となる場合

- ・初診：他の医療機関からの紹介状なしで受診する場合
- ・再診：病院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する場合

紹介受診重点医療機関指定前

初診時：4,000円（医科及び歯科）



紹介受診重点医療機関指定後

2023 年 9 月 1 日～

初診時：7,000円（医科及び歯科）
再診時：3,000円（医科）
1,900円（歯科）

【保険給付範囲からの控除】以下の点数が保険給付範囲から控除されます。

初診：医科200点（2,000円） 歯科200点（2,000円） 再診：医科50点（500円） 歯科40点（400円）

【例】初診時に診察・治療で10,000円かかる場合（3割負担の方）

■紹介受診重点医療機関指定前

初診時 4,000円	診察・治療 10,000円	
	一部負担金 (3割負担分) 3,000円	保険給付 7,000円

10,000円×3割＝3,000円
一部負担金3,000円＋初診時4,000円＝7,000円

■紹介受診重点医療機関指定後（2023 年 9 月 1 日～）

初診時 特別の料金 7,000円	診察・治療 10,000円		
	一部負担金 (3割負担分) 2,400円	保険給付 5,600円	控除 2,000円

10,000円－控除2,000円（200点）＝8,000円
8,000円×3割＝2,400円
一部負担金2,400円＋特別の料金7,000円＝9,400円

次のような場合は『特別の料金』をいただきません。

【初診】

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
 - ②医科と歯科との間で院内紹介された場合
 - ③特定健康診査・がん検診等の結果により、精密検査受診の指示を受けた場合
 - ④救急医療事業・周産期事業等における休日夜間受診され入院した場合
 - ⑤外来受診から継続して入院した場合
 - ⑥地域に当該診療科を標榜する他の保険医療機関が無く、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する場合
 - ⑦治験協力者である場合
 - ⑧災害により被害を受けた場合
 - ⑨労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
 - ⑩その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた場合
- ※急を要しない時間外の受診・単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く。

【再診】

- ①救急医療事業・周産期事業等における休日夜間受診され入院した場合
 - ②外来受診から継続して入院する場合
 - ③災害により被害を受けた場合
 - ④労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
 - ⑤その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた場合
- ※急を要しない時間外の受診・単なる予約診療等、自己都合により受診する場合を除く。